

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和3年5月20日午後1時30分から令和3年第5回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は18名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第11番委員	小坂倫充
第2番委員	高橋義隆	第12番委員	小野まり子
第3番委員	宮舘晃	第13番委員	及川宏和
第4番委員	田口敏	第14番委員	小嶋教三
第5番委員	高橋重貴	第15番委員	山路和弘
第6番委員	名和和弘	第17番委員	佐藤浩幸
第7番委員	高橋正則	第19番委員	高橋旦志
第8番委員	松本隆	第20番委員	菊地成壽
第9番委員	菊地重治		
第10番委員	有住寿哉		

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	鈴木敏郎
事務局長補佐	阿部勝利
係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
報告第3号	農地の形状変更の報告について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	荒廃農地の非農地の判断について
議案第5号	農業委員会の適正な事務実施に係る令和2年度金ヶ崎町農業委員会の点検・評価並びに令和3年度金ヶ崎町農業委員会の目標の設定及び活動計画の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

議 長 只今から令和3年第5回金ヶ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、18名であります。
16番高橋新一委員、18番及川和芳委員から欠席の届出があります。
定足数に達しておりますので、金ヶ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には1番岩野悦子委員、19番高橋旦志委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。

議 事 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

議 事 務 局 長 日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 事 務 局 長 日程第6、報告第3号 農地の形状変更の報告についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第3号を終わります。

議 長 日程第7、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
事務 局 審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事 務 局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
議 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しました。

議 長 日程第8、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
事務 局 に対する意見についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事 務 局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
第5番委員 説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。
番号1番の案件について、5番高橋重貴委員より報告願います。
5番 高橋です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。5月14日午後、街地区の田口敏委員、三ヶ尻地区の有住寿哉委員、及川宏和委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

譲受人である[]が宅地分譲地7区画を造成するため、農地所有者の[]さんから、田を売買により取得し、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを確認しております。現地は、北側と西側は農地と隣接しておりますが、十分な転圧を行うほか、北側と南側にコンクリート側溝を新たに設置し、雨水等を受ける計画となっていることから、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第9、議案第3号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事務局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

事務局 長 説明が終わりました。

ここで、利用権設定番号1番の案件について、5番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。

——第5番委員 退室——

議 長 これより、利用権設定番号1番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

利用権設定番号1番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。

5番 高橋重貴委員の入席を許します。

——第5番委員 入室——

議 長 5番 高橋重貴委員、案件については、原案のとおり決定しました。

それでは、議案第3号の利用権設定番号2番から9番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

第6番委員 6番 名和です。

利用権設定番号9番の案件について、利用目的は畑とありますが、来年の3月までの賃貸借でなにを作付けするのでしょうか。

事務局 借受人の[]はエンジンを出荷しているので、エンジンだと思われます。適正な農地として維持しながら、次年度以降の利用についても検討していきたいとのことです。

議 長 ほか、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 日程第10、議案第4号 荒廃農地の非農地の判断についてを議題と

事務局 局長 します。事務局説明を求めます。
 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
 事務局 局長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
 第 1 4 番 委 員 14 番 小嶋です。
 所有者の■■■■■さんの名前の漢字は、「■■■」と「■■■」のどちらでしょうか。現地確認依頼の書類では「■■■」になっていたようですが、改めて農地台帳を確認したところ、「■■■」の漢字でした。申し訳ございませんか。
 事務局 局長 ほか、質疑ございませんか。
 事務局 局長 ——なしの声あり——
 事務局 局長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
 事務局 局長 ——なしの声あり——
 事務局 局長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。議案第 4 号 荒廃農地の非農地の判断について、「非農地」の判断を訂正し、「農地」と判断することに賛成する委員の挙手を求めます。
 事務局 局長 ——全員挙手——
 事務局 局長 挙手全員であります。よって、本案は「農地」と判断することに決定しました。
 事務局 局長 日程第 11、議案第 5 号 農業委員会の適正な事務実施に係る令和 2 年度金ケ崎町農業委員会の点検・評価並びに令和 3 年度金ケ崎町農業委員会の目標の設定及び活動計画の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。
 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
 事務局 局長 説明が終わりました。
 事務局 局長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
 第 6 番 委 員 6 番 名和です。令和 3 年度の遊休農地の解消目標面積が 1ha とありますが、解消実績面積と乖離していると思いたいと思いますがいかがでしょうか。
 事務局 局長 また、担い手の高齢化が進む中で、耕作を再開するのは難しい耕作放棄地もあると思われま。宅地など新たな利用方法を探るのも一つではないでしょうか。
 事務局 局長 令和 2 年度の遊休農地解消実績面積は 8.6ha ですが、これは非農地判断を行った農地も含んでおります。令和 2 年度 8 月に作成した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」において、毎年度 1ha を解消目標として定めておりますので、この数値に設定したものです。この目標に対して、耕作放棄地解消対策事業補助金の活用や、明らかに耕作再開が難しい農地については農地パトロールでの非農地判断により、耕作放棄地を解消していきたいと考えております。
 第 4 番 委 員 4 番 田口です。農業委員数について、実数 20 人に対して、内訳合計が 19 人ですが、詳細を教えてください。また、新規就農についてはインターネット等で広く周知しているのでしょうか。
 事務局 局長 実数 20 人に対して、認定農業者が 13 人、女性が 2 人、40 代以下が 3 人、中立委員が 1 人となっております。こちらは各項目に該当する委員の人数ですので、いずれにも該当しない委員や重複している委員がいらっしゃるということから、実数と合わないものです。

新規就農については、現在はインターネット等に掲載しておりませんが、貴重なご意見ですので、掲載するように検討したいと思います。

議 長 ほか、質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第5号 農業委員会の適切な事務実施に係る令和2年度金ケ崎町農業委員会の点検・評価並びに令和3年度金ケ崎町農業委員会の目標の設定及び活動計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ——全員挙手——
挙手全員であります。よって、当案件は原案のとおり決定しました。

議 長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。
令和3年第5回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14時30分